

基本目標 2 ライフステージに応じた 成長と自立への支援

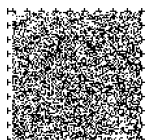
個別目標 3 社会活動の支援

基本施策1 社会参加の充実

個別施策 (28) コミュニケーション支援・移動支援の充実

個別施策 (29) 文化・スポーツ等への参加の促進

個別施策 (30) 社会参加の促進への支援の充実



基本施策1 社会参加の充実

個別施策（28） コミュニケーション支援・移動支援の充実

個別施策（29） 文化・スポーツ等への参加の促進

個別施策（30） 社会参加の促進への支援の充実

現状と課題

- 障害者が、地域での日常生活を円滑に送ることができ、積極的に社会参加ができるように、それぞれの障害の状況や地域社会への参加の意欲に応じた支援が重要です。
- 日中活動の促進のため、日中活動の場の整備とともに、障害特性に配慮したコミュニケーションや移動の支援に関するサービス提供が求められています。
- 地域において障害者が日中の活動を行えるよう、文化・スポーツ活動等、障害のある人もない人も一緒になって気軽に参加できる、各種機会の提供に努めています。
また、活動への積極的参加を支えるための支援も行っています。各種事業を開催する際には、障害者が参加しやすいような配慮と環境を整えることが重要です。

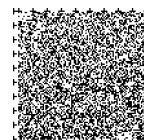
施策の方向

(28) コミュニケーション支援・移動支援の充実

- 障害者が地域での日常生活を円滑に送ることができるとともに、積極的な社会参加活動ができるように、必要なサービスの利便性を向上させ、障害特性に応じた使いやすいサービスの充実に努めます。

〔第2期障害福祉計画〕での対象事業

コミュニケーション支援(手話通訳者派遣)、コミュニケーション支援事業(要約筆記者派遣)、コミュニケーション支援事業(区役所手話通訳者設置)、日常生活用具(情報・意思疎通支援)、移動支援(個別支援)、移動支援(グループ支援)

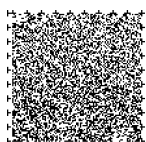


(29) 文化・スポーツ等への参加の促進

- 生涯学習・スポーツ等の関係団体や障害者団体等と連携・協力し、障害者が文化・スポーツ活動を楽しめる機会を提供します。また、各種講座やスポーツ教室、講演会等の周知を行います。
- 障害者の文化・スポーツに関わる人材の育成のための講習会等を開催し、人材の登録や事業内容及び機会の充実を進めます。

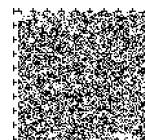
(30) 社会参加の促進への支援の充実

- 障害者の地域における社会参加のために、リハビリテーションやグループによる活動等、障害の状況に応じた方法により、社会体験を積み重ね、日常生活が豊かなものになる支援を進めます。障害者福祉センターでは、障害者の社会参加促進の一環として、様々な講座や講習会を実施しています。
今後も、講座を修了した障害当事者によるサポートなど、多様な試みにより、障害種別や程度に応じたきめ細かな配慮による、多彩なメニューのサービスの提供を行います。
- 障害者自らが、地域の学校等での車椅子体験や障害高齢疑似体験・手話体験等の体験学習や福祉教育活動にボランティアとして参加するなど、生きがいや社会的役割を担い、自己実現の場としての活動を支援します。





絵は、品川美穂さん(新宿区立新宿生活実習所)の作品です



基本目標 3 地域社会におけるバリアフリーの促進

個別目標 1 こころのバリアフリーの促進

基本施策1 障害理解の促進

個別施策 (31) 障害理解への啓発活動の促進

個別施策 (32) 障害理解教育の推進

個別施策 (33) 広報活動の充実

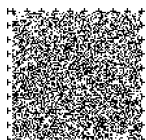
基本施策2 交流機会の拡大、充実による理解の促進

個別施策 (34) 互いに交流しあえる機会の充実

個別施策 (35) 地域で交流する機会の充実

基本施策3 情報面のバリアフリーの促進

個別施策 (36) 多様な手法による情報提供の充実



基本施策1 障害理解の促進

個別施策（31） 障害理解への啓発活動の促進

個別施策（32） 障害理解教育の推進

個別施策（33） 広報活動の充実

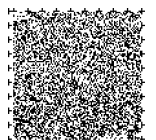
現状と課題

- 障害及び障害者に対する理解と認識を深めるために、区民等に対して、区の広報、ホームページ、講演会、障害者週間等の機会をとらえ、障害理解の啓発・障害理解の教育の推進・広報活動を行っていますが、十分とはいえません。
障害に関する理解不足や誤解のために、障害者が偏見・差別等による不利益を受けることがないように、さらなる普及啓発活動が必要です。
- 教育課程の中では、通常学級と特別支援学級との様々な交流の機会を設けて相互理解を進めています。
また、教職員対象の研修等を通して障害理解を深めると共に、人権尊重に立った児童・生徒の人間形成を図っています。今後も引き続き推進していく必要があります。

施策の方向

（31） 障害理解への啓発活動の促進

- 障害理解への啓発活動の機会や方法・内容等を充実し、一層の理解の促進を図ります。特に、一般の理解が遅れているとされる精神障害、知的障害、発達障害等について、障害特性や必要な配慮等に関しての理解が深まるよう、普及・啓発を進めます。
- 地域での障害理解の促進のため、障害者の通所及び入所施設等の作品展や発表会、体験会、講習会、交流会等を引き続き推進します。
なお、体験会、講習会、交流会等には障害者自身や家族にも参加の機会を提供することで、障害に対する理解の促進を図るとともに、自己実現の場となるよう支援します。

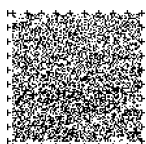


(32) 障害理解教育の推進

- 小・中学校の総合的な学習の時間等で、障害者自身や家族の協力を得て、体験学習や福祉教育活動の交流・ボランティア体験を充実させ、心のふれあいにより児童・生徒の障害理解を推進します。
- 通常の学級の児童・生徒と、特別支援学級や特別支援学校の児童・生徒の交流学習や授業内外での様々な交流等をより一層促進していくことで、障害理解を推進します。
- 教職員に対する研修等、障害に関する理解を深める機会を充実させ、差別や偏見を許さない人権尊重について児童・生徒の人間形成を強く推進します。

(33) 広報活動の充実

- 障害者週間(12月3日～9日)における広報掲載や精神保健講演会等、時事のテーマを取り上げるなど、効果的な広報活動を展開します。
- 障害及び障害者に対する理解と認識を深めるために、区民等に対して、様々な機会を積極的に活用し、区の広報紙やホームページの活用とあわせて広報手法を工夫し充実します。



基本施策2 交流機会の拡大、充実による理解の促進

個別施策（34） 互いに交流しあえる機会の充実

個別施策（35） 地域で交流する機会の充実

現状と課題

- 子どもから高齢者まで様々な年代において、地域で交流しあえる機会を設け、障害のある人とない人とが相互に理解しあうことで、障害理解を促進しています。また、交流することで障害者の生活の幅を広げることにもつながっています。
 今後は、障害者が地域の行事等の活動にも参加する機会を提供する取り組みが重要です。

施策の方向

（34）互いに交流しあえる機会の充実

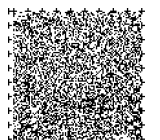
- 障害等のある子どもの「放課後子どもひろば」や児童館の利用を促進し、障害のある子どもとない子どもとが交流することで、子ども同士や保護者のこころのバリアフリーを促進します。
- 小・中学校の総合的な学習の時間等で、障害者自身等の協力を得て、車椅子体験や障害高齢疑似体験・手話体験等の交流・ボランティア体験等を充実させ、交流を深めます。
- 区民のみならず新宿に集まる様々な人と交流できる機会を、障害者をはじめ、家族や障害者団体、施設等幅広い参加・協力により充実させます。

【新宿区第一次実行計画】での対象事業

- ◇学童クラブの充実
- ◇放課後子どもひろばの拡充

（35）地域で交流する機会の充実

- 障害者が地域での活動に参加・交流し、相互に理解を図るための活動を進めていくとともに、広報活動を強化して、福祉作業所等で実施している地域との交流イベント等の活動を周知して参加者の拡大等を図ります。
 また、地域で開催される行事等に、障害者が積極的に参加し、交流がさらに広がるよう促します。



〈障害者福祉施設共同バザール・障害者作品展等〉

「障害者福祉施設共同バザール・障害者作品展」は、例年12月に、新宿駅西口広場イベントコーナーで開催しています。区内の作業所などの利用者や自主サークルが作った作品などの展示や販売、また、障害高齢擬似体験なども行っています。

(平成20年12月4日、5日に開催した様子です)

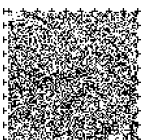


『地域との交流』

毎年10月の日曜日に、新宿区立障害者福祉センターで『センター祭』を開催しています。地域の皆さんとの交流や、センター利用者の普段の活動成果などを披露する場として開催しています。

毎年たいへん多くの方が来館し、作品などを鑑賞したり模擬店を回ったりと、センター利用者とのふれあいを楽しんでいます。

各福祉作業所などでも、地域の皆さんとの交流イベントの開催や、地域でグループによる社会参加活動などを行っています。



基本施策3 情報面のバリアフリーの促進

個別施策（36） 多様な手法による情報提供の充実

現状と課題

- 区からの情報提供については、多様な手法により情報提供を行っていますが、必要な情報が障害者に伝わるよう、一層の工夫と細やかな支援が必要です。また、情報技術の急速な発達による多様なコミュニケーションに役立つ機器・道具等を、活用していく必要があります。

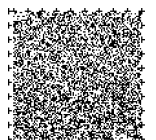
施策の方向

（36） 多様な手法による情報提供の充実

- 区が発行する文書や広報紙をはじめ、図書館にある図書等へのSPコードの添付・点字版・カセットテープ版の発行や、区ホームページへのウェブ・アクセシビリティ*の導入等を進め、視覚や聴覚などに障害がある方が必要な情報を入手できるよう利便性を高める工夫と細やかな支援を進めます。
- 福祉サービスについては、「障害者福祉の手引」や「障害者自立支援法について（パンフレット）」を作成し配布しています。今後は、ルビや点字プリンターの活用、SPコードの添付等、障害当事者の意見も伺いながら、分かりやすいパンフレット等を作成していきます。

〔第2期障害福祉計画〕での対象事業

コミュニケーション支援（手話通訳者派遣）、コミュニケーション支援事業（要約筆記者派遣）、コミュニケーション支援事業（区役所手話通訳者設置）、日常生活用具（情報・意思疎通支援）



〈視覚や聴覚などに障害がある方への情報提供のサービス〉

新宿区立図書館

【目の不自由な方へ】

- 「対面朗読」（中央・四谷・鶴巻・西落合・戸山 各図書館）
希望の本を読みます。
- 「録音図書の製作・貸出」（戸山図書館）
希望の本を著作権者の了承を得てカセットテープに録音し貸し出します。
市販のテープもあります。
- 「大活字本の貸出」（中央・戸山 図書館）
活字の大きさが4倍程度の読みやすい本をそろえています。

また、戸山図書館は視覚障害者サービスの実施拠点としての機能を有し、録音図書ボランティア団体と協働して製作しています。

戸山図書館には音声・拡大読書機を、中央図書館には拡大読書機を備えています。

【障害等で来館が困難な方へ】

- 「家庭配本」（中央図書館）
希望の本を、職員やボランティアが自宅へ届ける、配本サービスを行っています。

その他区内の民間施設

社会福祉法人日本点字図書館（高田馬場1-23-4）

- 点字図書や録音図書の貸出・製作・出版等

社会福祉法人日本盲人会連合（西早稲田2-18-2）

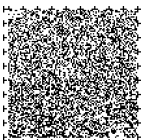
- 点字図書館、点字出版、録音制作等

社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会（大久保3-14-20）

- 点字図書館、点字出版、点字講習等

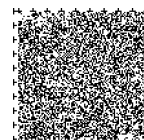
社会福祉法人聴力障害者情報文化センター（新宿1-23-1）

- 聴力障害者に対する情報提供等





絵は、山本麻子さん(新宿区立新宿福祉作業所)の作品です



基本目標 3 地域社会におけるバリアフリーの促進

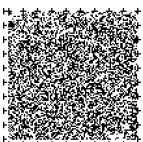
個別目標 2 福祉のまちづくりの促進

基本施策1 人にやさしいまちづくり

個別施策（37）ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進【重点的な取り組み】

基本施策2 人にやさしい建築物づくり

個別施策（38）建築物や住宅のバリアフリーの普及



基本施策1 人にやさしいまちづくり

個別施策（37）ユニバーサルデザインを基本とした
まちづくりの促進【重点的な取り組み】

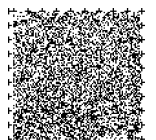
現状と課題

- 区では障害者をはじめとして、高齢者・妊婦・子どもなどに配慮した視点で、バリアフリーによるまちづくりを総合的に推進しています。障害のある人もない人も、誰にでもやさしい「ユニバーサルデザイン*の視点に立ったまちづくり」を進めていくことが求められています。

施策の方向

(37) ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進 【重点的な取り組み】

- ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進
ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるためのガイドラインを検討するため、事前調査として、ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備や基準等について調査及び検討を行います。
また、障害者や有識者等で構成する検討委員会を設置し、平成21年度に「新宿区ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」を策定します。
ガイドライン策定後は、区民や事業者等に対して、ガイドラインの普及啓発を行い、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 交通バリアフリーの整備推進
「新宿区交通バリアフリー基本構想」*に基づき策定された、重点整備地区(新宿駅周辺地区・高田馬場駅周辺地区)における特定事業計画の着実な進捗を図るとともに重点整備地区以外の鉄道駅のバリアフリー化について補助制度を活用し、鉄道事業者に働きかけていきます。
- 道路の改良・道路のバリアフリー化
引き続き、障害者ニーズに迅速に対応していくため、歩道の段差解消や視覚障害者用誘導ブロックの設置等の整備及び維持管理を実施します。



○ 障害者・高齢者に配慮した公園の整備

公園の新設改良の際に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づいた、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(平成20年1月、国土交通省)」に従って、段差解消、スロープの整備、出入口の改良等の整備を行います。

○ 清潔できれいなトイレづくり

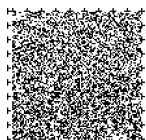
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づいた、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(平成20年1月、国土交通省)」に従って整備を行います。

○ 放置自転車対策

歩道上等に放置された自転車の減少・解消に向けて、区内全駅(31駅)に自転車駐輪場を整備します。併せて、撤去活動や駅周辺での整理指導員による声かけや地域住民との協働による啓発活動を行うなど、放置自転車の減少・解消を進めます。

【新宿区第一次実行計画】での対象事業

- ◇ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進
- ◇交通バリアフリーの整備推進
- ◇新宿駅周辺地区の整備推進
- ◇高田馬場駅周辺の整備推進
- ◇道路のバリアフリー化
- ◇(仮称)富久公園の整備
- ◇みんなで考える身近な公園の整備
- ◇区民ふれあいの森の整備(おとめ山公園の拡張)
- ◇清潔できれいなトイレづくり
- ◇区内各駅の駐輪場整備
- ◇放置自転車の撤去及び啓発



〈ユニバーサルデザイン〉

障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が快適に利用しやすいよう、製品や建造物、都市や生活環境をあらかじめデザインすることです。

本計画の(37)「ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進」の主な事業は、建築物や道路、都市基盤など、いわゆる「ハード」のものを主な対象としています。

また、情報やサービスなど、いわゆる「ソフト」に関しても新宿区などの公共主体や民間企業などの多くでは、ユニバーサルデザインに係る取り組みを行っています。

例として以下のようなものがあります。

○ サービスやものづくりでの例

「ホームページ」

新宿区では、区のホームページを利用しやすいように、心身の機能に制約がある方でも、ホームページで提供される情報を問題なく得られるよう、ウェブ・アクセシビリティを導入しています。

「電磁調理器」

加熱中は擬似的な赤色照明により、加熱していることが使用者に伝わり、消し忘れも防いでいます。

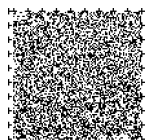
○ 生活空間やまちづくりへの適用例

「高さの異なる洗面台」

トイレなどにある3つの高さの手洗いシンクは、背が低い子どもや車いす利用者などが使いやすいようになっています。

「自動ドア」

建物の設備のうちエレベーターと同じく、特定の利用者を対象としない、だれでも利用しやすい設備です。



基本施策2 人にやさしい建築物づくり

個別施策（38） 建築物や住宅のバリアフリーの普及

現状と課題

- 障害者や高齢者等が、住み慣れた環境の中で心豊かに暮らせるように、様々な住宅施策に取り組んでいます。しかし、住宅がバリアフリーとなっていないため困っていることや、住み替えにあたって、障害者や高齢者等が転居先の住宅を探すのは容易ではなく、円滑な転居が困難なことも少なくないことがあり、施策の充実が求められています。
- 障害者や高齢者等が利用しやすい建物への配慮には、家主や建築主等の理解・協力を得ながら進めていくことが必要です。

施策の方向

（38） 建築物や住宅のバリアフリーの普及

- 住宅を建設、購入、または増改築（修築・バリアフリー、耐震補強）するために必要な資金の一部について金融機関の融資あっ旋と利子補給を行う等住宅の改善を支援し、居住環境の向上と良好な住宅づくりを促進します。また、区民にとって利用しやすいものとなるよう、融資対象や支援方法の見直しについて検討します。
- 障害者や高齢者等が利用しやすい建物への十分な配慮に向けて、住宅等の家主や不動産業者、民間の建築物等の建築主や設計者が果たす役割は非常に大きなものがあり、基準等による指導を含め理解・協力を得ながら進めます。
- 障害者や高齢者等への住宅相談、情報提供等の周知を進めるとともに、住宅等の家主や不動産業者にあんしん入居制度*等の周知や啓発を進め、住宅の積極的な提供を促します。

〔第2期障害福祉計画〕での対象事業
居住サポート、住宅改修費

【新宿区第一次実行計画】での対象事業
◇高齢者等入居支援

